

平成20年6月26日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成20年(ホ)第10号 過払金返還請求控訴事件

原審・山口地方裁判所周南支部平成19年(ウ)第220号

口頭弁論終結日 平成20年4月21日

判 決

東京都千代田区大手町一丁目2番4号

控 訴 人 プ ロ ミ ス 株 式 会 社

同代表者代表取締役

同訴訟代理人弁護士

同

山口県周南市

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

中 村 覚

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、貸金業者である控訴人との間で金銭の借入れ及び返済を繰り返していた被控訴人が、利息制限法所定の上限利率を超える割合による支払利息を元本に充当すると過払金が発生していると主張して、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、不当利得金316万7898円、民法704条に基づく確定利息金122万2956円の内金122万2955円及び上記不当利得金に

対する確定利息計算基準日の翌日である平成19年5月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による民法704条に基づく利息の支払を求めた事案である。

原審は、①本件取引は一連一体のもので過払金等の消滅時効は取引終了時から進行する、②控訴人は悪意の受益者である、と判断して被控訴人の請求を全部認容した。

2(1) 前提事実については、原判決「事実及び理由」第2「事案の概要」1（原判決2頁3行目から16行目まで）のとおりである（ただし、9行目の「基本契約」の次に「（被控訴人は会員登録により交付されたカードを用いて控訴人から借入限度額の枠内で繰り返し金銭を借り入れることができ、毎月の返済額は前月における債務残元金を基準とする一定額の元金に所定の期間に応じた一定割合の利息を加えたものとする〔リボルビング方式〕等の内容と推認される。以下「本件基本契約」という。）」を加え、13行目の「弁論の全趣旨」を「甲4の1ないし9、乙6、弁論の全趣旨」に改める。）からこれを引用する。

(2) 争点及び争点に対する各当事者の主張は、同2及び3（原判決2頁17行目から4頁13行目まで）のとおりである（ただし「取引の分断」に関する主張部分を除く〔控訴人は、当審において、この点の主張を撤回した。〕。なお、下記3に当審付加主張がある。）から、これを引用する。

3 当審における各当事者の主張

（被控訴人の主張）

一個の連続した取引において、ある時点で発生した過払金は、その後の借入れ及び弁済により増減する。取引継続途中において過払金返還請求権を行使することは現実に期待できない。

したがって、時効の起算点は取引終了の時点と解すべきである。

（控訴人の主張）

不当利得返還請求権は、法律上、その発生時以降いつでも権利行使が可能である。過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当するとの合意の存在は不当利得返還請求権の行使を妨げるものではない。借主は、随時取引を打ち切って同請求をすることができ、現になされている（理論的には、打ち切らなくても請求が可能である。）。

不当利得返還請求権は、各発生時から消滅時効が進行すると解すべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 前記のとおり訂正の上引用した原判決摘示の前提事実からすれば、本件基本契約に基づく借入金債務の弁済は、各貸付ごとに個別的な対応関係をもってなされることが予定されているものではなく、同契約に基づく借入金の全体に対してなされることが合意されていたとみるべきである。したがって、本件基本契約は、これに基づく借入金債務に対する弁済金のうち制限超過部分を元本に充当した結果、過払金が発生した場合には、これをその後に生ずる新たな借入金に充当する旨の合意（以下「本件充当合意」という。）を含んでいると解するのが相当である。

本件においては、平成18年5月29日の弁済により、約定利率によって計算された借入残高が一旦なくなり、その後同年11月15日に新たな借入がなされているが、本件基本契約が当時既に失効していたと認めるべき証拠はない（第1、第2取引が分断されるものでないことについては、原判決の説示〔4頁16行目から22行目まで〕を引用する。）から、同借入についても同じ理が当てはまるというべきである。

2 消滅時効の抗弁について

控訴人は、本件提訴日（平成19年5月31日）から10年を遡った平成9年5月31日より以前に発生した各個別の不当利得返還請求権については、10年の消滅時効が完成しているとして、これを援用する。

しかしながら、この主張を採用することはできない。その理由は、次のとお

りである。

- (1) 本件基本契約に基づく貸付が繰り返しなされることが予定され、それを前提とする本件充当合意が上記のような内容であることからすれば、ある時期において一定の過払額が計算上発生するにしても、これは浮動的なものであって、直ちに返還請求の対象となることが予定されてはならず、過払額が確定しこれが請求可能となるのは、本件基本契約が終了するか、これと同視できる事由が生じた時点（以下「清算到来時」という。）と解するのが当事者の合理的意思に合致するというべきである。

ただし、本件基本契約は、契約当事者双方が、上記のような内容に意義を認めて合意したと認めるべきであるから、借主としては、同契約を継続したまま過払金の返還請求権を行使することなどはもともと予定せず、弁済を継続しながら必要に応じて新たな借入を起こすものであり（これは、過払金の返還を清算到来時まで猶予する意思を含んでいるとみることもできる。）、一方、貸主としても、それを前提に返済を受け入れ、新たな貸付に応じているものと解されるからである。

- (2) また、上記過払額をその発生の時点において請求することに法律上の障害そのものがあるとはいえないが、被控訴人は、本件基本契約に基づき、上記(1)のように認識し予定しているとみるべきところ、同契約による借入枠の利用ができる立場にありながら、その一方で、計算上発生した過払金（その発生を具体的に認識すること自体困難と推認されるものである。）の返還請求権を行使すべきとすることは、もともと被控訴人の自由にゆだねられるべき判断を事実上制約し、意図しない結果を招来させる（借入枠を放棄することにつながる。）ものであり、本件基本契約の趣旨にも反し、被控訴人にとって、その権利行使は極めて困難というべきであって、これは、権利の性質からして、法律上の障害と同視できると解するのが相当である。

- (3) したがって、清算到来時をもって「権利を行使することができる時」（民

法166条1項)にあたるとみるべきであり、本件の場合、結局、第2取引の終了時である平成18年12月13日から消滅時効が進行することになる。

(4) 以上によれば、控訴人主張の消滅時効は未だ完成していないから、抗弁は理由がない。

3 受益の悪意者性について

この点についての当裁判所の判断は、原判決の説示（5頁25行目から6頁8行目まで）と同じであるから、これを引用する。

4 以上説示のとおりであるから、控訴人は、被控訴人に対し、原判決添付の別紙計算書記載のとおり、過払金316万7898円、平成19年5月21日までの民法704条に基づく確定利息金122万2956円の内金122万2955円及び上記過払金に対する確定利息計算基準日の翌日である同月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による利息金の支払義務があることになる。

よって、被控訴人の請求を認容した原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第4部

裁判長 裁判官 廣 田 聰

裁判官 中 山 節 子

裁判官 曳 野 久 男